

三重県公報

令和5年3月14日 (火)

第 395 号

毎週火・金曜日発行

	目 次		
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
7	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
	告示		
140	行政書士法の規定による行政処分	(法 務 · 文 書 課)	5
141	子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(子ども・福祉総務 課)	5
142	保安林の指定を解除する旨	(治山林道課)	6
143	保安林の指定施業要件を変更する旨	(同)	6
144	同件	(同)	6
145	同件	(同)	7
146	同件	(同)	7
147	同件	(同)	8
148	同件	(同)	8
149	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	8
150	同件	(同)	9
151	同件	(同)	10
152	同件	(同)	10
153	同件	(同)	12
154	三重海区漁場計画の決定及び公示について	(水産資源管理課)	13
155	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービ ス産業振興課)	14
156	同件	(同)	14
	公告		
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	14
	入札参加資格審査申請の提出期間	(建設業課)	15
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(技術管理課)	15

規 則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和五年三月十四日

> 三重県知事 搬 Ŋ

三重県規則第七号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成十三年三重県規則第三十九号)の一部を次のように改正す vo°

次の表の改正前禰に掲げる規定を同表の改正後禰に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第七条 条例第二条第十一号に規定する規則で定める|第七条 条例第二条第十一号に規定する規則で定める 施設は、次の各号に掲げるばい煙等の種類に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる別表第一から別表第六まで の中欄に掲げる施設に該当し、かつ、これらの表の下 欄に規模について定めがある施設にあっては、その規 模がそれぞれ同欄に該当するもの (燃料としてプラス チック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は **廃棄物国形化燃料(廃棄物の処理及び清掃に関する法** 律施行規則 (昭和四十六年厚生省今第三十五号) 第四 条第一項第七号スに規定する固形燃料をいう。) (い ずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十 五年法律第百三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄 物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」と いう。)を使用しない施設であって<mark>、大気汚染防止法</mark> (昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定 するばい煙発生施設、鉱山保安法(昭和二十四年法律 第七十号) 第十三条第一項に規定する建設物、工作物 その他の施設(騒音及び振動に係る施設にあっては、 同法第二条第二項ただし書に規定する附属施設に設 置されるものを徐く。)、電気事業法(昭和三十九年 法律第百七十号) 第二条第一項第十八号に規定する電

(盤) 汁~ (

かする。

別表第一 (第七条関係)

ボイラー (熱風ボイ 燃料の燃焼能力が重油換算 ラーを含み、熱源と一時間当たり三〇リットル して電気又は廃熱<u>以上</u>であること<u>(日本産業規</u> のみを使用するも<u>格(以下「規格」という。)</u> の及びいおう化合5八二〇一及び5八二〇三 物の含有率が体積の伝熱面積の項で定める算 比で○・ | パーセン定方法により算定した伝熱 ト以下であるガス面積が八平方メートル未満 を燃料として専焼のものを除く。)。

気工作物及びガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一 号)第二条第十三項に規定するガス工作物を除く。) 施設は、次の各号に掲げるばい煙等の種類に応じ、そ れぞれ当該各号に掲げる別表第一から別表第六まで の中欄に掲げる施設に該当し、かつ、これらの表の下 欄に規模について定めがある施設にあっては、その規 模がそれぞれ同欄に該当するもの (燃料としてプラス チック、プラスチックを含有する固形化した燃料又は 廃棄物固形化燃料(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律施行規則 (昭和四十六年厚生省今第三十五号) 第四 条第一項第七号スに規定する固形燃料をいう。) (い ずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十 五年法律第百三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄 物でないものに限る。以下「プラスチック等燃料」と いう。)を使用しない施設であって、鉱山保安法(昭 和二十四年法律第七十号)第十三条第一項に規定する 建設物、工作物その他の施設(騒音及び振動に係る施 設にあっては、同法第二条第二項ただし書に規定する 附属施設に設置されるものを除く。)、電気事業法(昭 和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第十八号に 規定する電気工作物及びガス事業法(昭和二十九年法 律第五十一号) 第二条第十三項に規定するガス工作物 を除く。)とする。

一~ (と)

別表第一 (第七条関係)

ボイラー(熱風ボイ日本産業規格(以下「規格」 ラーを含み、熱源とという。) B八二〇一及びB して電気又は廃熱人二〇三の伝熱面積の項で定 のみを使用するもめる算定方法により算定した の物深へ。) 伝熱面積が八平方メートル以 上一〇平方メートル未満であ <u>して、かり、バーナーの</u> 繋並 の燃焼能力が重油換算一時間 当たり<u>五〇リットル未満</u>であ

	させるものを除	2			め れか。
	√°)				
1	金属の精錬又は無		1 1	金属の精錬又は無	原料の処理能力が一時間と
	機化学工業品の製	4		機化学工業品の製	り一トン未満であること。
	造の用に供する際			造の用に供する際	
	焼炉、焼結炉(ペレ			焼炉、焼結炉(ペン	
	ット焼成炉を含	I		ツト焼成炉を含	
	む。) 及び煅焼炉 (第			む。) 及び爆焼炉 (第	
	八号の項に掲げる			八号の項に掲げる	
	ものを除く。)			ものを除く。)	
11		(火格子面積 (火格子の水平投)	111		火格子面積(火格子の水平
	造の用に供する姿	『影面積をいう。以下同じ。)			影面積をいう。以下同じ。
		が〇・五平方メートル以上で			がつ・五平方メートル以上
		あるか、羽口面断面積 (羽口		第八号の頃に掲げ	平方メートル未満であるか
	るものを徐く。)	の最下端の高さにおける頃		るものを徐く。)	羽口面断面饋(羽口の最下
	1	の内壁で囲まれた部分の水の上がらずい。		X 2 0 X <u>EL</u> 1	の高さにおける炉の内壁で入口回路で
		平断面積をいう。以下同じ。)。の内息、ほうかが			まれた部分の水平断面積をいた。いれるいれば、
		が〇・二五平方メートル以上。 関目者を3・1・1111111111111111111111111111111111			う。以下同じ。)が〇・13~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
		であるか、バーナーの鉄料の			平方メートル以上〇・五平
		 			メートル未満であるか、バ ユナィートバジュ〇・mp
		当たり四〇リットル以上ありを参信った宣消者争一時間			ナーの燃料の燃焼能力が重く、「ブーンででする。」
		るか、又は変圧器の定格容量当けり四〇フィーク以上を			換算一時間当たり四〇リップ、の弊来の教教育フィョ
		が一五〇キロボルトアンペースなってなる。			ル以上五つリットル未満で
		ア以上であること。			るか、又は変圧器の定格交付は、リュョウリュールを添っ
		アガートをかいつ			
					が一五〇キロボイトアンペ
					以上二〇〇キロボルトアン
					N 11/11F 12 1 0 1 0 1 1 1 1 9
	At an order that the control of	. No. 1 - West Co. 111 to		At the Colon State (Inc.)	ア未満であること。
T		大格子面積が○・八平方メー			火格子面積が○・八平方×
7]	は圧延又は金属若	rトル以上であるか、 スはバー	团	は圧延又は金属若	トル以上一平方メートル未火格子面積が〇・八平方メ
<u> </u>	しくは金属製品のは圧延又は金属若	ナーの燃料の燃焼能力が重トル以上であるか、又はバー		しくは金属製品のは圧延又は金属若	であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル夫人格子面積が〇・八平方メ
n/	熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属若	油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー	加	熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属素	料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上 <u>〒方メートル米大格子面積が〇・</u> 八平大
	る加熱炉熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品の	ットル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー		る加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品	間当たり四〇リットル以上料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はベーナーのトル以上一平方メートル来大格子面積が〇・八平方×
	石油製品(石油化学る加熱炉 る加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品の開発	ットル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー	五	る加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品	料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上 <u>〒方メートル米大格子面積が〇・</u> 八平大
	製品又はコールタ石油製品(石油化学の加熱炉を加熱炉 の用に供する は金属製品の 日に供する は金属製品の	、トル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー		る加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品	○リットル未満であること問当たり四○リットル以上料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル共工工程が○・八平方×
	石油製品(石油化学る加熱炉 る加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のは圧延又は金属製品の開発	、トル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー		石油製品 (石油化学る加熱炉) 多加熱炉 熱処理の用に供すしくは金属製品のくは金属製品のほぼを属	○リットル未満であること 間当たり四○リットル以上料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル未入格子面積が○・八平方×
	製品又はコールタ石油製品(石油化学の加熱炉を加熱炉 の用に供する は金属製品の 日に供する は金属製品の	、トル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー		製品又はコールタ石油製品(石油化学る加熱炉の加熱炉とは供けまり) ははまましては全属製品の日に供すは圧延又は金属製品のは圧延又は金属素	○リットル未満であること 間当たり四○リットル以上料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル未入格子面積が○・八平方×
.H.	用に供する加熱炉ール製品)の製造のの製造の大はコールを石油製品(石油化学の加熱炉を加減を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発をはませるは金属製品のまたをできた。	、トル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー		用に供する加熱炉ール製品の製造の製造のではコールを存用製品(石油化学の加熱炉を加熱炉を加料を用い供する 利利 を 別数 見 の 用に供すれて 産製品の 用に供する は 足延又は 金属製品の は 足延又は 金属素	○リットル未満であること 間当たり四○リットル以上料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル未入格子面積が○・八平方×
III	日に供する加熱炉 日に供する加熱炉 一か製品)の製造の 製品又はコークを を加製品(石油化学 を加熱炉 では無が とは、 を加速が は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ットル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重けトル以上であるか、又はバー	开	石油の精製の用に 用に供する加熱炉 一分製品)の製造の製造の製品又はコールタ 石油製品(石油化学 る加熱炉	○リットル未満であること 間当たり四○リットル以上料の鉄焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーのトル以上一平方メートル来 大格子面積が○・八平方×
Ħ	年で を を を を を を を を を を を を を	触媒に付着する炭素の燃焼 シトル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重 トル以上であるか、又はバー	开	任子る流動接触や 日にはする記載の用に 日にはする記載炉 一か製品)の製造の 製品又はコークを 石油製品(石油化) を加熱炉 で加熱炉 は、一次を 熱処理の用に供する は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	触媒に付着する炭素の燃性 ○リットル未満であること 問当たり四○リットル以上 料の燃焼能力が重油換算一であるか、又はバーナーの トル以上一平方メートル末
ŦŦ.	年で を を を を を を を を を を を を を	能力が一時間当たり一〇〇 無媒に付着する炭素の燃焼 シトル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重	开	任子る流動接触や 日にはする記載の用に 日にはする記載炉 一か製品)の製造の 製品又はコークを 石油製品(石油化) を加熱炉 で加熱炉 は、一次を 熱処理の用に供する は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、これが は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	大が一時間当たり ○○キ性媒に付着する炭素の燃焼門リットル未満であること間当たり四○ ラットル以上中の燃焼能力が重油換算 下かるか、又はバーナーの大格子面積が○・八平方×
K	年年 を を を を を を を を を を を を を	能力が一時間当たり一〇〇 無媒に付着する炭素の燃焼 シトル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リナーの燃料の燃焼能力が重	开	年 構物 を を を を を を を を を を を を を	グラム以上II○○キログラカが一時間当たり ○・サログラ映像性に付着する炭素の燃性間当たり四○リットル以上間当たり四○リットル以上であるか、又はバーナーの大格子面積が○・八平方×
· ·	無法 を を を を を を を を を を を を を	*キログラム以上であること。 能力が一時間当たり一〇〇 無媒に付着する炭素の燃焼 シトル以上であること。 油換算一時間当たり四〇リ 十一の燃料の燃焼能力が重 トル以上であるか、又はバー	六	大は ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	未満であること。 グラム以上 力が一時間当たり 無媒に付着する炭素の飲料 間当たり四○シャルが 料は作うのできる。 間当たり四○シャルならこと 本の鉄焼能力が重油換算一 トル以上 下する。 大格子面積が○・人平方×
K K	無法 を を を を を を を を を を を を を	**ロボルトアンペア以上で 	六	様様に を を を を を を を を を を を を を	※圧器の定格容量が大○○ 未満であること。 グラム以上 ○○キログライが一時間当たり ○○サログラログラー ○○サログラー ○○サログラー ○○サログラー ○日とといる。 料像に付着する炭素の燃焼 間当たり四○リットル以上 であるか、又はバーナーのような。 大格子面積が○・八平方×
K H	株 を を を を を を を を を を を を を	**ロボルトアンペア以上で 	六	様様に を を を を を を を を を を を を を	を を を を を を を を を を を を を を
<i>h</i>	本子人 を を を を を を を を を を を を を	**ロボルトアンペア以上で 	六	来でいる。 を を を を を を を を を を を を を	であること。 であること。 はボルトアンペアンペア 楽圧器の定格容量が大し、 大満であること。 無難であること。 無難に付着するのより、 大が一時間当たり一がう 神様に付着する。 間当たり四〇リットル末満であること 特のなが、とは、一手は であるいと。 があること。 があること。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
Ħ	の を を を を を を を を を を を を を	まロボルトアンペア以上でま日ボルトアンペア以上で発圧器の定格容量が大〇〇キログラム以上であること。 触媒に付着する炭素の燃焼 神様に付着する炭素の燃焼 油換算一時間当たり口 ・トル以上であること。	十 十	無ないる。 (現) をは、 (記)	○(**ロボハトアンペアロボルトアンペアンペアンペアンペアンペアンペアリュー////////////////////////////////////
<i>h</i>	(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	原料の処理能力が一時間当 あること。 をとこと。 変圧器の定格容量が大して 発圧のでなり上であること。 無様に付着する皮素の がよし以上であること。 無様に付着する皮素の が表し、 は は は は に に に に に に に に に に に に に	十 十	無の悪人とは、 のは、 のは、 のは、 ので、 ので、 ので、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	であること。 原科の処理能力が上時間当 であること。 をあること。 をはなってアンペート 大河となること。 大河となること。 大河となること。 大河となること。 無関であること。 無関しリットル・ 大河のよっ はないと、 大河のよっ はないと、 大河のよっ はないと、 はないと、 はないと、 はないと、 はないと、 はない。 はない。 はないと、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない
<i>h</i>	発展 大人 株子 大田	たらの・ことのなる。 原料の処理能力が上である。 あること。 変圧器の定格を量が大り上でを発力が一時間当 能力がラム以上であること。 触媒に付着する皮素の一点。 油機算一時間当たのこと。 神機算一時間当たのこと。 は、トル以上であること。 は、トル以上であること。 は、トル以上であること。 は、トル以上であること。 は、トル以上であること。	十 十	新 を を を を を の の の の の の の を を の の の の の の の の の の の の の	原料の処理能力が一時間当 であること。 を記されたアンシー・ を記さるをとったアンシー・ を記さるとこと。 を記さるとこと。 をは、1 と と と と と と と と と と と と と と と と と と と

令和5年3月14日

鉱用 反射 炉を含か、羽口面断面積が〇・一五 む。)、転炉、溶解平方メートル以上〇・二平方

であること。 化学製品の製造の原料として使用する塩素(塩 用に供する塩素区化水素にあっては、塩素換算 応施設、塩化水素区量) の処理能力が一時間当た 応施設及び塩化水り三○キログラム以上五○キ 素吸収施設 (塩素ガログラム未満であること。

メートル未満であるか、又は バーナーの燃料の燃焼能力が 重油換算一時間当たり一〇リ ットル以上二〇リットル未満

炉及び乾燥炉

ス又は塩化水素ガ スを使用するもの に限り、塩素化エチ レンの製造の用に 供する塩素急速冷 却施設、塩化第二鉄 の製造の用に供す る溶解槽、活性炭の 製造 (塩化亜鉛を使 用するものに限 る。)の用に供する 反応炉及び密閉式 のものを除く。)

	む。)、雨炉、溶解	ットル以上であること。 油換算一時間当たり一〇リナーの燃料の燃焼能力が重トル以上であるか、又はバー
九	応施設、塩化水素反用に供する塩素反	
+	反応施設、濃縮施る。)の用に供する用するものに供用するものに限してりん鉱石を使肥料の製造(原料とりん、りん酸、りん、りん酸、りん、りん酸、	以上であること。 一五○キロボルトアンペアか、又は変圧器の定格容量がり四○リットル以上である能力が重油換算一時間当たるか、バーナーの燃料の燃焼石の処理能力が一時間当た百の処理能力が一時間当た原料として使用するりん鉱
十 〜	(称11十11休監除)	(盗)

別表第八(第二十二条関係)

ばいじんの排出基準は、汝の表の第二欄に掲げる施 設ごとに同表の第三欄(別表第七の備考第二号に規定 する特別排出基準適用区域において新たに設置され るばい煙に係る特定施設にあっては第四欄)に掲げる ばいじんの量とする。

1	別表第一の第一号〇・三グラム〇・二グラム
	の頃に掲げるボイ
	IN-

	-	(金)													
Ē	表	第<	()	11+	114	関係	()								
		ぜい	.じ~	の排	当世	準は	' ;	狭の	表	6 \$	⊮ 1	1뾑	IJŦ	角げ	10
	訟	٦٦٦	にに同	表の	無川	囊 ((記)	表策	;4	€ ŧ	無利	無	1 1 🛮	マに	型
	4	る辞	出出	当世(野旗		栓	に お	2	<u>۲</u>	刺を	177	談I	国さ	Ł
	Ħ	こ 庙	たに係	る特	定据	設に	<i>₽</i> 4.	0 h	せ	紙	到龗	≝)	IJ	肉げ	10
	2	じ~	· (5) 章	シャ	ю°										
	1		別	第一	の第	1 1	0	• 11 3	V 11	1	0	• 1	×	アイ	
			の百	〈に幕	げる	* \									
			1V —	- 6 v	か声	油を									
			Ø €	の液	存鰲	女(策									

(盤)

+1~

11+11

りん、りん酸、りん原料として使用するりん鉱石 酸質肥料又は複合の処理能力が一時間当たり五 肥料の製造 (原料と) (まログラム以上人()キログ してりん鉱石を使<u>ラム未満</u>であるか、バーナー 用するものに限の燃料の燃焼能力が重油換算 る。)の用に供する一時間当たり四○リットル以 反応施設、濃縮施上五〇リットル未満である 設、焼成炉及び溶解か、又は変圧器の定格容量が

> 一五〇キロボルトアンペア以 上<u>二〇〇キロボルトアンペア</u>

> > (盤)

未満であること。

							せるもの 燃料として専焼さ除く。) 又はガスをい発生する黒液をパルプの製造に伴		
	十 (盤)	(盤)	(盗)	(と)		カ(器)	(쑽)	(隺)	(智)
	儒析	(盤)				編析	(雀)		

学 記

- 1 この規則は、令和五年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 140 号

行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 14 条の規定により、次のとおり行政書士に対する行政処分を行いました。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分年月日令和5年3月7日
- 2 処分を受けた者
- (1) 氏名

奥野 佳行

- (2) 事務所の所在地
 - 三重県伊勢市岩渕2丁目3-9 リバーマンション1階5号室
- (3) 登録番号

第 19212194 号

3 処分の内容

戒告

三重県告示第 141 号

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

子ども・福祉部関係補助金等交付要綱(平成30年三重県告示第240号)の一部を次のように改正する。 別表1(2)の表中第15号の項を次のように改める。

15		市町におけるひきこもり支援 体制の充実強化を加速するた め、支援制度が十分整ってい ない市町に対して立ち上げ支 援を行う。	制の整備に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	--	---------------------------------------------------------------------------	------------	--------	--------

別表 1(2)の表中第 16 号の項を削り、第 17 号の項を第 16 号の項とし、第 18 号の項を第 17 号の項とし、第 19 号の項を削り、第 20 号の項(E)の欄を次のように改め、同項を第 18 号の項とする。

別に定める。

別表 1(2)の表中第 21 号の項を第 19 号の項とし、第 22 号の項を第 20 号の項とする。

別表 1(4)の表中第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とし、第 17 号の項から第 25 号の項までを 1

項ずつ繰り上げ、第26号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改め、同項を第25号の項とする。

三重県子ども食堂 等支援事業補助金 居場所づくりや、生活困窮と なった世帯等への支援を図 る。 子どもや子育て世帯に対する 居場所づくり、生活困窮となった世帯等に対する支援に必 要な経費

別表 1(4) の表中第 27 号の項を第 26 号の項とし、第 28 号の項から第 30 号の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

30	験活動等支援事業 補助金	子どもの居場所運営団体による学習支援事業やスポーツ、 文化・芸術等の子ども向け体 験活動の実施を支援する。	芸術等の子ども向け体験活動		別に定める。
----	-----------------	-------------------------------------------------------------	---------------	--	--------

別表 1(5)の表中第15号の項を削る。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

三重県告示第 142 号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 解除に係る保安林の所在場所 鳥羽市桃取町字八幡山 273 番 9、285 番 5
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設とするため

三重県告示第 143 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桑名市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 144 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - いなべ市 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 145 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 146 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 147 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 148 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。 令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市 役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 149 号

次の者に係る森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

岡 徳次郎

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市大安町石榑北山字西横谷 999 の 1
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

三重県公報

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 150 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 通知することができない者の氏名 伊藤 高秋
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市大安町石榑北字狸洞 1333
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第2

- 通知することができない者の氏名
 桑原 伸子
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市大安町石榑北字狸洞 1335
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

岡 玄一

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市大安町石榑北字狸洞 1338
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧 に供します。)

三重県告示第 151 号

次の者に係る森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保 安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同 法第189条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 通知することができない者の氏名
 - 伊藤 喜代藏
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町川合字轟キ 1473

- (2) 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧 に供します。)

三重県告示第 152 号

次の者に係る森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保

安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同 法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

1 通知することができない者の氏名

山中 崇

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市藤原町山口字松ケ原 3016 番
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

近藤 聰

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市藤原町山口字松ケ原 3037 番、字高保田 3057 番 3
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

近藤 稔

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市藤原町山口字高保田 3062 番3、3070 番
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

第4

通知することができない者の氏名
 野木森 勝

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市藤原町山口字高保田 3071番
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

第5

- 1 通知することができない者の氏名 加藤 典昭
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市藤原町山口字風谷 2449 番
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 153 号

次の者に係る森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

第1

- 1 通知することができない者の氏名二之部 守
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市北勢町小原一色字向比田 1809
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

水元 忠義

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 いなべ市北勢町小原一色字向比田 1811
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 154 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項の規定により三重海区漁場計画を定めましたので、同法第64条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 🛪

1 免許予定日

魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業を除く区画漁業、定置漁業及び共同漁業については、令和5年9月1日 区画漁業のうち魚類養殖業及びくろまぐろ養殖業については、令和6年1月1日

2 申請期間

令和5年3月14日から同年6月13日まで

3 漁業権に関する事項

別冊のとおり

4 漁場の図面

別図のとおり

(「別冊」及び「別図」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課、津農林水産事務所水産室、伊勢農林水産事務所水産室及び尾鷲農林水産事務所水産室に備え置いて縦覧に供します。)

5 類似漁業権以外の漁業権

三重定第 22 号、三重区第 56 号、62 号、77 号、79 号、80 号、90 号、91 号、92 号、102 号、122 号、192 号、193 号、198 号、203 号、208 号、241 号、253 号、281 号、328 号、331 号、332 号、348 号、360 号、376 号、384 号、386 号、387 号、388 号、389 号、390 号、1057 号、4022 号、4023 号、4035 号、4046 号、4065 号、4082 号、4084 号、4088 号、4096 号、4124 号、4126 号、4127 号

6 海区漁業調整委員会の意見の概要

特になし

三重県告示第 155 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 津高茶屋ショッピングセンター

津市高茶屋小森町 981-2

- 2 津市から聴取した意見
- (1) その他の事項
 - (ア) 騒音及び振動について、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条、振動規制法(昭和51年法律第64号)第2条及び三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年3月27日三重県条例第7号)第2条で規定する特定施設及び指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。
 - (イ) 津市立高茶屋小学校及び津市立南郊中学校に通学する児童生徒の通学路付近を工事車両等が通行する可能性があるため、当該校へ周知を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年3月14日から同年4月14日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 156 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の 規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 久居インターガーデン Cブロック 津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆
- 2 津市から聴取した意見
- (1) その他の事項

久居インターガーデンは、津市立誠之小学校、津市立成美小学校及び津市立久居中学校の校区であり、通 学する児童生徒の通学路に近接することから、交通誘導員等を配置するなど、通学時の交通安全対策につい て配慮すること。

- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年3月14日から同年4月14日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を 実施する旨、熊野市長から通知がありました。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(3D都市モデル作成)

2 作業期間

令和4年9月21日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

熊野市全域

三重県建設工事執行規則 (昭和 39 年三重県規則第 16 号) 第 4 条第 4 項の規定による入札参加資格審査申請 (建設工事、測量・建設コンサルタント等) の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 受付期間、場所等

県内に本店を有する者及び県外に本店を有する者の受付及び審査完了日並びに名簿登録の有効期間は、次のとおりとします。

受付及び審査完了日	名簿登録の有効期間
令和5年4月1日から同年6月30日まで	令和5年8月1日から令和8年5月31日まで
令和5年7月1日から同年10月2日まで	令和5年11月1日から令和8年5月31日まで
令和5年10月3日から令和6年1月4日まで	令和6年2月1日から令和8年5月31日まで
令和6年1月5日から同年4月1日まで	令和6年5月1日から令和8年5月31日まで

また、受付場所は、次のとおりとし、郵送によるもののみの受付とします。

		受付場所
〒514-0002	公益財団法人	三重県建設技術センター (津市島崎町 56 番地)

さらに、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)に係るものについては、別に三重県公報に登載された受付期間、受付場所、送付方法及び名簿登録期間となります。

2 問合せ先

津市広明町13番地

三重県県土整備部建設業課

電話 059-224-2723

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和5年3月14日

三重県知事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称 令和5年度建設資材価格等調査(実態調査・特別調査)業務委託

2 担 当 部 局 津市広明町 13 番地

三重県県土整備部技術管理課

3 落札者決定日 令和5年2月24日

4 落 札 者 愛知県名古屋市中区錦3丁目4番6号

一般財団法人建設物価調査会中部支部 支部長 岩井 卓矢

5 落 札 金 額 入札価格 78,000,000円

契約金額 85,800,000 円

6 決 定 手 続 一般競争入札

7 入札公告日 令和5年1月6日

発行 **三 重 県**

三重県津市栄町1丁目891 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/